

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、赤崎町土地改良区の定款の変更を昭和六十年十月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第三土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次とおり告示する。

昭和六十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和六十年十月一日認可したので、

氏 名	住 所
門脇勝明	米子市旗ヶ崎六八二
小西幸男	" 八三五

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（二件）
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所
- 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画事業の認可（三件）
- 教育委員会の招集
- ◇ 教委告示
- 二級建築士試験等の合格者
- 獣銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇ 公 告

代表取締役 小林群之助

九五四  
四一四

八一四一五  
一〇二七

四一六一二  
七六五十三

九六〇  
九五九

六五六

九五九  
九五六

六五六

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 施行者の名称

鳥取市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・五十八号立川南公園

### 三 事業施行期間

昭和六十一年十月二十二日から昭和六十二年三月三十一日まで

### 四 事業地

1 収用の部分 鳥取市立川町六丁目地内

2 使用の部分 なし

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和六十年八月七日鳥取県指令受都計第四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市湖山町南五丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市寿町七五五

小林電器株式会社

### 鳥取県告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業一・二・五十三号大樋井公園

三 事業施行期間

昭和六十一年十月二十二日から昭和六十一年三月三十日まで

四 事業地

鳥取市吉成地内

- 1 収用の部分
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業一・二・五十三号大樋井公園

三 事業施行期間

昭和六十一年十月二十二日から昭和六十一年三月三十日まで

四 事業地

鳥取市新地内

- 1 収用の部分
- 2 使用の部分 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年十月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

一日時 昭和六十一年十月二十八日（月）午後四時

二場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

# 1 昭和六十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項について

2

公告

昭和60年7月21日及び9月15日に実施した二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和60年10月22日

二級建築士試験合格者

鳥取県知事 西尾邑

武田登美子 著原二三子編

文浩美庄和勝弘信譽德弘忠亮之行  
中村原田藤川東大木棕伊長谷川正高  
雄範志合次仁治善厚佐健格節公敏幸正裕直正重義春光幸  
中入西山石池小田河武坂丸北坂休土平安叟野  
朗和則照重德弘文操風穎善厚佐健格節公敏幸正裕直正重義春光幸  
敬義彥明知久文博優浩典寒修治樹雄文操風穎善厚佐健格節公敏幸正裕直正重義春光幸  
木造建築土試驗合格者  
下田山谷口中上立本長葉北喜城柴井浅桑谷奥吉西松

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年10月22日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃又は空氣銃を所持している者

(2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな獵銃若しくは空氣銃の所持の許可を受けようとする者

(3) 交付を受けている講習終了証明書が、交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和60年11月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市城町一丁目151 鳥取県 米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者
昭和60年11月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜 村の各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習課目

ア 獵銃及び空氣銃の所持に関する法令  
イ 獵銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入記録紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）